

スモールコンセッション形成推進事業 質問回答

【応募及び選定について】

Q. 現状、遊休公的施設となっていないものの、将来的な検討をしたい場合でも本事業は活用可能でしょうか。また、寄付される予定の施設は対象となりますか？

A. 本事業の目的は現在、使われていない公的施設を官民連携で活用し、地域課題の解決やエリア価値の向上にすることにあります。

しかしながら、以下のような施設について、応募いただくことは問題ございません。

- ・現時点で活用されているものの有効に活用されていない施設や消極的暫定利用がされている施設
- ・統廃合や管理計画によって、数年の間で廃止される予定の施設
- ・社会的実態として廃止が見込まれる施設

また、応募に当っては、この点については十分に表現するようにして下さい。

なお、民間所有から公共へ移管予定のものについては、それがわかるように記載いただければと存じます。

Q. 採択件数についてご教示いただけますでしょうか。

A. 9件程度を想定しております。

Q. 同じ自治体から、2案件（エリア及び施設がそれぞれ異なるもの）を応募しても問題ないでしょうか。

A. エリアや対象施設が異なっている場合は、問題ありません。

Q. 本事業は、スモールコンセッション活用が前提なのか、あらゆる PPP 手法のうちの一つとして可能性を探るためのエントリーでも問題ないのかを確認したいです。

A. スモールコンセッションは、あくまで遊休公的施設を利活用する「取組」を指すものであり、何らかの手法を指しているものではありません。

そしてスモールコンセッションには、コンセッション方式に限らず、賃貸借や指定管理等の他の PPP/PFI 事業の手法も射程に含んでおります。

ただし、既存建物の利活用を前提としない、民間への売却や建物取り壊しが前提となるものは、スモールコンセッションとはならず、本支援事業の対象外となります。

Q. スモールコンセッションの可能性を探りたい案件が複数ある。その選定についても今事業の対象範囲となるか

A. 本事業では、対象となる遊休公的施設を含むエリアの目指す方向性やビジョンも検討いただくため、複数の案件に対してスモールコンセッションの可否を探る選定事業ではありません。ただし、エリア検討の中に複数の施設が含まれることは問題ありません。バンドリングのような複数施設を一括した利活用も本事業の対象となります。令和7年度の事業でもバンドリングを検討しております。

Q. 文化財指定された建造物でも、事業対象となるでしょうか。

A. 文化財も対象です。令和7年度の事業でも文化財の建物を支援しております。

Q. 耐震診断と本支援事業は並行してもよいでしょうか。

A. 令和7年度の事業を参考にお伝えいたします。支援と並行で行っている事業、耐震診断後に本支援を受けている事業、本事業支援後に耐震診断を行う事業と様々なため、対象施設のご状況にあわせて、地方公共団体にてご判断ください。

【支援について】

Q. 専門家（コンサルタント等）は、どのような方々でしょうか。

A. 派遣する専門家については、これから募集となります。令和7年度は、コンサルタント事業者が多くを占めております。また、設計事務所等と連携した事業者もおります。

【費用負担について】

Q. 本事業について、地方公共団体側で別途予算処置が必要でしょうか。令和7年度の7件は追加費用がかかったかどうかご教示願います。

A. 本事業においては、1事業あたり1,000万程度を想定しており、令和7年度の7件も本金額内で調査をしております。なお、地方公共団体が別途予算措置を行い、本業務と平行し、該当施設に対する設計業務を発注している事業もございます。地方公共団体が別途予算措置を講じ、本業務を補足する事業を実施することを阻むものではありません。

※本事業は、あくまで国会で審議中の政府予算案に基づくものであり、今後変更されることもあり得ることを申し添えます。